

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	国民健康保険被保険者証の交付		
根 拠 法 令 名	国民健康保険法	第9条第2項	
基 準 法 令 名	国民健康保険法	第5条～第7条	
所 管 部 署	健康保険 部(局) 保険年金 課(室) 給付 係		
標 準 処 理 期 間	即日（窓口交付の場合）	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>国民健康保険被保険者証の交付に係る審査基準は、国民健康保険法第5条から第7条までの規定に該当していることを基準とする。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>(届出等)</p> <p>第9条</p> <p>2 世帯主は、市町村に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。</p> <p>【基準法令】</p> <p>(被保険者)</p> <p>第5条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p>			

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員
- (3)の2 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- (4) 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
- (5) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- (7) 国民健康保険組合の被保険者
- (8) その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの
(資格取得の時期)

第7条 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。